



# News11月号 News11月号

麻布M&amp;Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)

飯島総合会計事務所

発行人/飯島 一郎 今月編集者/高田 由加

〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F

Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632

URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

## ☆令和元年 年末調整☆

早くも11月となり、皆様に年末調整のご案内をさせていただき時期となりました。お手元には、税務署から「年末調整のしかた」「令和2年分源泉徴収税額表」が届いているかと存じます。

当事務所からも、例年通り、年末調整のご案内をさせていただきます。

「年末調整のしかた」には、税務署等に比較的多く寄せられる質問や誤りやすい事例について解説があります。その中から2つ、事務所にも寄せられる質問を紹介いたします。

質問：国内で離れて暮らす両親を控除対象扶養親族としてもよいでしょうか。

回答：別居していても扶養控除の対象とすることは可能ですが、別居している親族に対して常に生活費、療養費等の送金が行われているなど、所得者本人と生計を一にしている必要があります。扶養親族に該当するかどうかは合計所得金額の判定が必要です。

質問：扶養している母親の収入に遺族年金があるが、扶養親族の判定上、遺族年金はどのように取り扱われるでしょうか。

回答：扶養親族に該当するかどうかを判定する場合の合計所得金額には、非課税所得である遺族年金は含めません。

## ☆令和2年分給与所得者の扶養控除等申告書☆

令和2年分の給与所得者の扶養控除等申告書の記載も年末調整のご案内とともにお願いいたします。

地方税法の改正により「単身児童扶養者」の記載欄が追加されました。申告書の一番下にあります。

未婚のシングルマザーやシングルファザーが対象で、この欄にチェックをすれば、住民税の非課税措置がうけられるというものです。改正前には、未婚のひとり親は、対象外でした。

次の条件も満たす必要があります。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けていること
- (2) 前年の合計所得金額が135万円以下(年収204万円以下)であること
- (3) 事実婚していないこと

例年のことですが、以下の書類等は、なくさず保管の上、年末調整の書類に添付下さい。

- ・生命保険、介護医療保険、個人年金保険の控除証明書
- ・地震保険控除証明書
- ・国民年金の保険料又は国民年金基金の掛金の証明書
- ・住宅借入金等の特別控除申告書
- ・住宅取得資金の借入金の年末残高等証明書 等

ご不明点がございましたら、各担当者までお問合せ下さい。

## ☆コラム(飯島のつぶやき)☆

### 忙しい

やっぱり私は忙しいのが好きなんです。自分の手帳が予定でびっしりしていないと不安になります。

忙しく動き回るのが嫌いじゃないんです。そりゃ、体がしんどいことや寝不足で眠たい時もありますけど、退屈はしていないのです。

でも、忙しいと言いながら、それを楽しんでいるのです。

仕事も遊びも全力投球。忙しいことにワクワクしています。

なので「忙しい」という言葉が変換されて「夢中」になるのだと思います。

忙しいことを楽しめたら、受け身の仕事も張り合いが出てきますね。

### エスカレーター

最近、エスカレーターの乗り方について新提案のポスターをよく見かけます。

実は私も今年の6月よりエスカレーターでは歩くのを止めました。

以前は、必ずと言っていい程、上りでも下りでも右側を歩いておりました。

時間がもったいないと思っていたのです。でも、今はどんなに忙しくても、時間がなくても絶対に歩きません。例えそれで1本電車に乗るのが後になってもです。

来年のオリンピックを見据え、訪日客も増えるので、日本人としてよいマナーを示したいものです。

### 節電

節電のためにクールビズが当たり前になりました。電気のスイッチをこまめに消したり、エアコンの設定温度を上げたり。でも、本当の節電ってもっと他にあると思います。

例えば、割り箸。間伐材を使っているので資源の無駄にならないと言われますが、これを作るためには電気を使って機械を動かし、運ぶためにトラックを使います。コンビニの弁当も全く同じです。要は「使わない」こと「残さない」ことが重要。生活に必要なものはすべて電気を使っているのです。

### 今月の一言

『お礼と謝罪は先延ばしするな!』

「どんな事があっても先延ばししてはいけないのがこの2つです。時間が経ってからでは誠意が伝わりません。今すぐじゃないとダメなんです。受け取る側の心理を考えましょう。